

プラスチックごみおよび食品ロス削減等普及啓発業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、プラスチックごみおよび食品ロス削減等普及啓発業務の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1) 事業名

プラスチックごみおよび食品ロス削減等普及啓発業務

(2) 事業目的および事業内容

「プラスチックごみおよび食品ロス削減等普及啓発業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

2 予定価格

7,172,000 円（消費税および地方消費税（10%）を含む）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

・大分類：「役務」 中分類：「イベント」

【地域ブロック】

県内事業者または県外事業者で県内の営業所等に取引の権限を委任している者
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-4314

4 説明会の開催

説明会は開催しない。

5 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和8年4月9日(木)午後5時15分 必着

(2) 質問方法

電子メールまたはFAXで質問票(別添様式1)を「7 担当部署」に提出すること。

※標題には「【プロポーザル質問:事業者名〇〇】」と記載し、提出後必ず電話で連絡すること。

(3) 回答方法

質問内容とその回答については、令和8年4月13日(月)を目途に、県ホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/349203.html>)で公表する。

6 提出書類

(1) 提出書類の種類・様式

ア プロポーザル応募申込書(別添様式2) 正1部

イ 企画提案書等提出書(別添様式3) 正1部

ウ 企画提案書 正1部 副4部

(ア) 企画提案書の形式は、A4サイズとする。

(イ) 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるように解りやすく表現すること。

(ウ) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、業務仕様書に記載している条件を満たし、かつ、当業務の目的を達成するにあたって最も効果的であると考えられる内容とすること。

| | 項目 | 視点 |
|--------------------------|----------------------------------|--|
| ア | 企画提案の骨子 | |
| イ | 具体的な企画内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果を高めるための工夫 ・ 訴求力のある企画 ・ 効果的な啓発が期待できる広報およびPR |
| | ①しがプラスチックチャレンジプロジェクト普及啓発事業の立案・実施 | |
| | ②「環境美化の日」における環境美化運動の周知・広報の実施 | |
| | ③プラスチックごみ・食品ロス削減等に関する優良取組表彰の開催等 | |
| | ④サーキュラーエコノミー促進啓発イベントの実施 | |
| ⑤リチウムイオン蓄電池使用製品の啓発チラシの作成 | | |
| ウ | 実施体制等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施する上での実施体制（従事人数や役職等） ・ 事業実施スケジュール ・ 企業概要 |

エ 経費見積書 正1部 副4部

(ア) 経費見積書の形式は、A4サイズとする。

(イ) 経費見積書には、「プラスチックごみおよび食品ロス削減等普及啓発業務委託仕様書」を基に、着手から業務完了までに要する経費とその内訳を明記すること。

(ウ) 消費税および地方消費税を含むこと。(税額を明示すること。税率は10%とする)

オ 類似事業実施概要がわかる書類 5部

過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）において、公的機関の委託事業等で、当該委託事業に類似する事業を実施したことがある場合は、事業実施の概要がわかる書類を5部提出すること。

カ 社会政策推進関係資料(登録や認定を受けているなどの場合) 各1部

(ア) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し

(イ) 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

(ウ) 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

- (エ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- (オ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- (カ) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- (キ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- (ク) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、認証通知の写し
- (ケ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- (コ) 環境マネジメントシステムに関する認証・登録を受けている場合には、以下のいずれかの写し
 - ・ I S O 14001…審査登録機関(公益財団法人日本適合性認定協会(J A B)等)による証明書の写し
 - ・ エコアクション 21、K E S、エコステージ…認証、登録証の写し

(2) 提出方法 持参または郵送

- ・ 持参の場合は土曜日および日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、令和8年4月1日は午前9時から午後5時15分までとする。
- ・ 郵送の場合は簡易書留郵便により期限までの必着とし、必ず企画提案書等を郵送したことを電話で連絡すること。

(3) 提出先 下記7に示す担当部署

(4) 提出期限 令和8年4月21日(火)午後5時15分(必着)

7 担当部署

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 サーキュラーエコノミー推進係(担当:野村朋加)

TEL:077-528-3477 FAX:077-528-4845 E-mail: df00530@pref.shiga.lg.jp

8 審査

(1) 審査方法

循環社会推進課に設置する審査会において、書面で審査する。なお、上記3の参加資格を満たさない者、または上記6に適合しない方法で企画提案書等を提出した者については審査実施前に失格とすることがある。

ア 審査会

循環社会推進課および関係課の職員による3名の委員をもって設置する。提出された企画提案書等を、次の評価項目により総合的に審査する。

イ 評価項目および評価点

以下の表の項目について絶対評価で点数を付ける。また、社会政策推進に配慮した入札等実施要領第2の1に掲げる次の各号に該当する場合は、項目ごとにそれぞれ1点ずつを各委員の審査点数に加算する。

| 評価項目 | | 評価点 |
|--------|---|------|
| 1 | 実施体制、業務遂行能力 | 10 |
| 2 | 企画提案の内容 | (70) |
| | 1 しがプラスチックチャレンジプロジェクト普及啓発事業の立案・実施 | 20 |
| | 2 「環境美化の日」における環境美化運動の周知・広報の実施 | 10 |
| | 3 プラスチックごみ・食品ロス削減等に関する優良取組表彰の開催等 | 10 |
| | 4 サーキュラーエコノミー促進啓発イベントの実施 | 20 |
| | 5 リチウムイオン蓄電池使用製品の啓発チラシの作成 | 10 |
| 3 | 見積価格の妥当性 次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。 予定価格の80%未満 …14点 予定価格の80%以上85%未満…11点 予定価格の85%以上90%未満…8点 予定価格の90%以上95%未満…5点 予定価格の95%以上 …1点 | 14 |
| 小計 | | 94 |
| 加 点 | 1 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 | 1 |
| | 2 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。 | 1 |
| | 3 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 | 1 |

| | | |
|----|--|-------|
| | ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 | |
| 4 | 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 | 1 |
| 5 | 「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 | 1 |
| 6 | 県内に本店を有する者か | 1 |
| 合計 | | 1 0 0 |

（2）契約予定者の決定

上記審査会において、予定価格の範囲内において総合得点が最も高かった者を、当該業務の契約予定者として選定する。なお、最高得点が複数あった場合は、最も見積価格が低い者を契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

（3）審査結果の通知

審査結果については提案者全員に書面で通知する。

9 契約の締結

県は、提出書類に基づき、選考した契約予定者と具体的な事業内容や経費等について協議を行い、この結果、県と契約予定者との間で具体的事業内容および契約金額について合意に達した場合に、委託契約を締結する。なお、企画提案書において追加提案された事項は、別紙仕様書と併せて契約時の仕様書とする。

10 その他

（1）提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

- (2) 提出された全ての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルに係る審査以外に利用することはない。
- (3) この公募型プロポーザルに要する経費は全て各事業者の負担とする。
- (4) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や滋賀県の財務規則をはじめとする諸規定に従うこと。
- (5) 採用した場合でも、過程において協議の上、提案内容を変更することがある。